議題1 審査手順及び審査票の決定について

資料1 指定管理者選定審查会審查手順

資料2 令和3年度白井市西白井コミュティプラザ指定管理者候補者選定 審査票(案)

議題2 白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定について

1 審査方法:プレゼンテーション審査

別紙 諮問(写)のとおり、白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の募集に応募があった2団体について、指定管理者選定審査会によるプレゼンテーション審査、総合審査を行います。

2 出席者

指定管理者選定審查会委員 応募団体 2団体(1団体3名以内) 施設担当課職員 (市民活動支援課) 指定管理者選定審查会事務局(財政課)

3. 審査の流れ及びスケジュール

時間(予定)	会議・審査の流れ	内 容
13:15~13:35	開会	会長挨拶・
	議題 1	事務局説明・議題1審議
13:35~14:10	議題 2 応募状況説明・ 資格審査報告	募集施設の概要説明 応募団体資格審査の結果報告
14:10~14:15	(休憩)	応募団体入室・プレゼン準備
14:15~15:15	応募団体①アンフィニ プレゼンテーション審査	プレゼンテーション(30 分) 質疑応答(30 分)
15:15~15:20	(休憩)	応募団体入れ替え
15:20~16:20	応募団体②まちづくり西白井 プレゼンテーション審査	プレゼンテーション(30 分) 質疑応答(30 分)
16:20~16:30	委員間討議及び採点	委員間討議
16:30~16:45	(休憩)	事務局集計
16:45~17:10	集計結果の報告 総合審査	答申書の内容の議論
17:10~17:15	その他 閉会	

白井市指定管理者選定審査会審査手順

H17. 12. 26 (決定)H21. 5. 29 (決定)H18. 1. 10 (決定)H22. 5. 27 (決定)H18. 1. 18 (決定)H24. 7. 27 (決定)H20. 6. 24 (決定)H30. 6. 13 (決定)R01. 8. 8 (決定)

1 目的

この審査手順は、白井市指定管理者選定審査会(以下「審査会」という。)の審査に当たり、合理的な手順を設けることを目的とします。

2 基本的事項

- (1)審査は、別に定める審査票に基づき、原則として、プレゼンテーション審査 及び総合審査により行うものとします。
- (2)審査票は、募集要項で定める事業計画書及び別紙1「審査に当たっての基本的な考え方」に基づき審査施設ごとに作成し、審査会委員(以下「委員」という。)が客観的に判断できるよう審査項目ごとに審査基準を明らかにするものとします。
- (3)審査票(審査項目、審査の視点、配点等)及び審査手順は、事前に審査会で検討し、決定するものとします。
- (4)審査に当たっては、市民サービス等の提案を審査した結果である「サービス等の評価点数」に、指定管理料の提案価格を点数化した「価格評価点数」を加算して「総評価点数」を算定し、指定管理者の候補者を委員の合議で選定するものとします。

同点の場合は、サービス等の評価点数の高い者を優先とします。

総評価点数 = サービス等の評価点数 + 価格評価点数

- (5)「総評価点数」における「サービス等の評価点数」の配点は90%、「価格評価点数」の配点は10%を基準とします。ただし、審査対象施設における特別な事情がある場合は、異なった配点割合とすることができるものとします。
- (6)審査に当たり必要と認められる場合は、審査会は、追加資料の提出を求めることができるものとします。
- (7)選定に係る審査会は、非公開とします。

3 プレゼンテーション審査

(1)審査対象団体

プレゼンテーション審査は、全ての申請団体について行うものとします。

(2) 申請資格等の確認

- ① 施設担当課は、資格要件、欠格事項、申請書類、財務要件について、申請資格の審査を行い、審査会に報告します。
- ② 審査会は、施設担当課が行った審査結果に異議がある場合は、施設担当課と協議の上、申請資格を判断するものとします。

③ 審査会は、資格審査で失格となった団体について、それ以降の審査は行わないものとします。

(3)審査方法

- ① 審査会は、申請書類に基づき、申請団体が行うプレゼンテーション及び質疑により、審査を行います。
- ② 委員は、申請団体の概要、事業計画、収支計算書等の説明及び質疑をもとに、 別紙1「審査に当たっての基本的な考え方」に基づいて、審査項目ごとに審査 票に採点を行います。
- ③ 委員は、別紙2「配点及び採点方法」により採点を行うものとします。
- ④ 委員は、申請書類やプレゼンテーションで不明な点、確認が必要な点などについて、直接、申請団体に対して、一問一答により質疑を行うことができます。
- ⑤ 委員がプレゼンテーション審査に出席できなかった場合は、原則として欠席 委員の審査点数はないものとし、その決定は会議に諮って行うものとします。

(4) その他

- ① プレゼンテーション審査は、申請団体が行うプレゼンテーション及び質疑を合計して、一団体につき60分以内とし、プレゼンテーションは、30分以内とします。
- ② 申請団体がプレゼンテーション審査に欠席した場合は、申請を辞退したものとして取り扱います。

4 総合審査について

(1)審査方法

- (1)審査会は、プレゼンテーション審査結果を基に委員の合議で総評価点数が最も高い団体を指定管理者の候補者として決定します。併せて第2順位以降の候補者の順位を決定します。
- (2)審査会は、評価結果とともに主な選定理由(審査過程での意見や審査結果の主な内容)をまとめます。
- (3) 最低評価基準点に達する申請者がいない場合は、審査会の意見は指定管理者 の候補者となるべき者はないものとします。
- (4) 最低評価基準点に達しない場合は、次のとおりとします。
 - ・サービス等の評価点数の合計点数が、最低評価基準点数(サービス等の審査 項目数×5点×委員数)に満たない場合
 - ・団体の経営状況の審査項目の合計点数が、最低評価基準点数(5点×委員数) に満たない場合

5 第2順位者等の取り扱い

- (1) 市は、指定管理者の候補者として決定した者の指定議案が議会で否決された場合、又は指定管理者の候補者として決定した者が指定管理者として市から指定される前に辞退若しくは資格喪失などにより候補者でなくなった場合は、第2順位以降の者から順に候補者とすることができるものとします。
- (2) 市が、指定管理者の候補者を指定管理者として指定した場合は、第2順位以

下の者は資格を失うものとします。

(3) 指定管理者の候補者が、指定管理者として指定を受けた後に辞退、資格喪失等により指定管理者となることができなくなった場合は、再募集を行うものとします。

6 結果の公表

- (1)審査結果は、別紙3「指定管理者候補者選定結果(公表例)」に準じて、公表します。
- (2) 公表する事項は、次のとおりとします。
- ① 施設の名称
- ② 主な選定理由
- ③ 審査項目、審査の視点及び配点
- ④ 候補者及び第2順位者として選定した団体の名称、項目別の合計点数、サービス等の評価点数、価格評価点数及び総評価点数
- ⑤ その他の応募団体については、団体の名称(匿名)、項目別の合計点数、サービス等の評価点数、価格評価点数及び総評価点数

7 その他

- (1)委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者が経営や運営にかかわる申請団体の審査には加わることができないものとします。また、委員が審査時点で3年以内に申請団体の経営や運営にかかわっている場合は、審査に加わることができないものとします。その決定は、会議に諮って決定するものとします。
 - *経営や運営にかかわっている場合とは、企業等の取締役や理事等の役職にある場合、企業等の正社員として就労している場合、団体の役員となっている場合、 正会員となっている場合をいいます。ただし、パートやアルバイトなどの非正 規社員や、団体の会員以外で単に係わりのあった場合などは、除きます。
- (2)審査の過程で疑義が生じた場合は、その都度審査会で協議し、決定するものとします。

審査に当たっての基本的な考え方

1 団体の資格について

区分	審査の視点
資格要件	・募集要項で定める応募に当たっての資格要件を満たしているか。
欠格事項	・募集要項、条例で定める欠格事項に該当していないか。
申請書類	・募集要項で定める申請書類等に不備はないか。
財務要件	・募集要項で定める応募に当たっての財務要件を満たしているか。

2 事業計画書について

- (1) サービス等の評価
- ①事業計画書による公の施設の管理が、市民(利用者)の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること

番号	審査項目	審 査 の 視 点
1	 管理運営の基本方針 	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。
2	市民サービスの向上方法	・市民サービス向上のための提案は適切か。
3	利用者ニーズの把握方法	・利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。

②事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること

番号	審査項目	審査の視点
4	サービス内容 (自主事業) の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の提案は適切か。
5	緊急時の対応	・災害時・緊急時の体制は十分か。
6	利用促進の方法	・利用促進のための提案は適切か。
7	利用料金	・利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており提案は適切か。
8	管理運営経費の削減方法	・経費削減のための具体的な提案が示され、提案は適切か。

③事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること

番号	審査項目	審査の視点
9	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。
10	市内での市民活動実績と その活用	・(コミュニティ施設の場合)市民活動の実績はあるか。その活用の提案は適切か。
11	施設、設備の維持管理	・設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ・再委託の場合の計画(理由等)は適切か。
12	管理体制 (職員の配置・ 研修計画等)	・職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。

④関係法令等を遵守するものであること

番号	審査項目	審査の視点			
13	個人情報の保護	・個人情報保護に対する取り組みは適切か。			
14	その他の関係法令等	・公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。			

⑤団体の経営状況について

番号	審査項目	審査の視点
15	団体の経営状況	・事業者の財務状況は健全か。 ・給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。

(2) 価格評価

番号	審査項目	審 査 の 視 点
16	指定管理料及び収支計画 書(提案額の審査)	・事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。
17	指定管理料及び収支計画 書(妥当性の審査)	・事業計画の内容と比較して、提案額は適正か ・指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。

配点及び採点方法

1 総評価点数

(1)配点

- ① 審査会は、プレゼンテーション審査における総評価点数を基に、委員の合議により、 指定管理者の候補者を選定します。
- ② 総評価点数は、市民サービス等の提案を審査した結果である「サービス等の評価点数」に、指定管理料の提案価格を点数化した「価格評価点数」を加算したものをいいます。
- ③ 「総評価点数」における「サービス等の評価点数」の配点は90%、「価格評価点数」 の配点は10%を基準とします。ただし、審査対象施設における特別な事情がある場合は、異なった配点割合とすることができるものとします。

2 サービス等の評価点数の配点及び採点

- ① サービス等の審査項目における各審査項目の配点は、原則10点とします。ただし、「類似施設の運営実績」や「市内での市民活動実績とその活用」などの団体の実績の有無を問う審査項目については、5点とします。
- ② 審査項目数は、施設によって異なることから、満点は、募集の都度、定めることとします。
- ③ 採点は、以下の採点基準に基づいて行うこととし、点数は、1点刻みで採点すること とします。ただし、団体の実績の有無を問う審査項目の上限点数は、5点とします。

採点基準	配点
・十分でない場合(下限点数)	0 点
・適切である場合(基準点数)	5 点
・適切であり特に優れている場合(上限点数)	10点

3 価格評価点数の配点及び採点

(1)配点

- ① 価格審査項目に係る審査は、「提案額の審査」及び「妥当性の審査」の2項目で行う ものとし、その合計点を「価格評価点数」とします。
- ② 価格評価点数における「提案額の審査」の配点は50%、「妥当性の審査」の配点は50%とします。

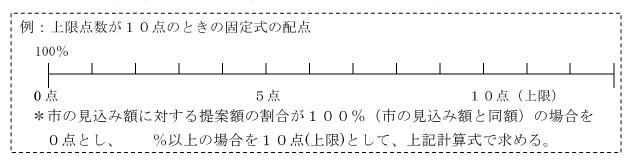
(2) 提案額の審査の配点及び採点

- ① 「提案額の審査」は、指定管理料の市の見込み額と提案価格との割合(減額率)による「固定式」の採点方法と応募者の提案額中の最低提案額割合による「変動式」の採点方法により算出した点数の合計により行うものとします。
- ② 提案額の審査における「固定式」と「変動式」の配点割合は、2:1とします。

〈固定式の計算式〉

固定式の点数(A) =上限点数× (市の見込み額-当該申請者の提案額) (市の見込み額-(市の見込み額×上限の減額率))

- *上限の減額率は、%とする。
- *点数が上限点数を超えるときは、上限点数とする。
- *点数は小数点第1位(小数点第2位を四捨五入)まで求める。



〈変動式の計算式〉

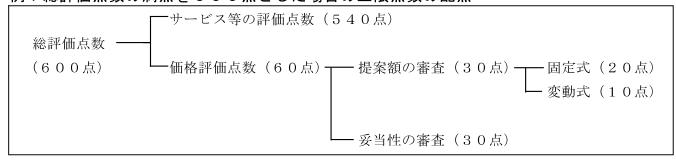
変動式の点数 (B) = 上限点数× (市の見込み額-当該申請者の提案額) (市の見込み額-申請者の提案額中の最低提案額)

*点数は小数点第1位(小数点第2位を四捨五入)まで求める。

(3) 妥当性の審査の配点及び採点

- ① 妥当性の審査は、「適切であり特に優れている場合(上限点数)」を配点の満額とし、「十分でない場合(下限点数)」を0点とします。また、「適切である場合(基準点数)」は、上限点数と下限点数の中間の点数とします。
- ② 妥当性の審査の採点は、1点刻みで採点することとします。

例:総評価点数の満点を600点とした場合の上限点数の配点



指定管理者候補者選定結果(公表例)

施設の名称:●●●●●●●●●●●

指定管理者の候補者:●●●●●●●●●●●●●●●●● 総評価点数●●●.●点

【主な選定理由】

【評価結果】

審査項目 審査の視点と配点 □利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 □公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 □市の基本的な管理方針に適合しているか。 □市民サービスの向上方法について □市民サービス向上のための提案が適切か。 利用者ニーズの把握方法と対応について □利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。 サービス内容(自主事業)の実施計画について □施設の設備・機能を活用しているか。□特徴あるサービス提供が提案されているか。□施設ごとに求める業務の内容は適切か。 緊急時の対応について □災害時・緊急時の体制は十分か。 利用促進の方法について □利用促進のための提案は適切か。 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	計
1 管理運営の基本方針について □公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 2 市民サービスの向上方法について □市民サービス向上のための提案が適切か。 3 利用者ニーズの把握方法と対応について □利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。 4 サービス内容(自主事業)の実施計画について □施設の設備・機能を活用しているか。□特徴あるサービス提供が提案されているか。□施設ごとに求める業務の内容は適切か。 5 緊急時の対応について □災害時・緊急時の体制は十分か。 6 利用促進の方法について □利用促進のための提案は適切か。 7 利用料金について □利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	
□市の基本的な管理方針に適合しているか。 2 市民サービスの向上方法について □市民サービス向上のための提案が適切か。 3 利用者ニーズの把握方法と対応について □利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。 4 サービス内容(自主事業)の実施計画について □施設の設備・機能を活用しているか。□特徴あるサービス提供が提案されているか。□施設ごとに求める業務の内容は適切か。 5 緊急時の対応について □災害時・緊急時の体制は十分か。 6 利用促進の方法について □利用促進のための提案は適切か。 7 利用料金について □利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	
2 市民サービスの向上方法について □市民サービス向上のための提案が適切か。 3 利用者ニーズの把握方法と対応について □利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。 4 サービス内容(自主事業)の実施計画について □施設の設備・機能を活用しているか。□特徴あるサービス提供が提案されているか。□施設ごとに求める業務の内容は適切か。 5 緊急時の対応について □災害時・緊急時の体制は十分か。 6 利用促進の方法について □利用促進のための提案は適切か。 7 利用料金について □利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	
3 利用者ニーズの把握方法と対応について □利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。 4 サービス内容(自主事業)の実施計画について □施設の設備・機能を活用しているか。□特徴あるサービス提供が提案されているか。□施設ごとに求める業務の内容は適切か。 5 緊急時の対応について □災害時・緊急時の体制は十分か。 6 利用促進の方法について □利用促進のための提案は適切か。 7 利用料金について □利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	
3	
4 サービス内容(自主事業)の美施計 回について 回転設ごとに求める業務の内容は適切か。 □ 災害時・緊急時の対応について □ 災害時・緊急時の体制は十分か。 □ 利用促進の方法について □ 利用促進のための提案は適切か。 □ 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、 提案は適切か。	
4 画について □特徴あるサービス提供が提案されているか。 □施設ごとに求める業務の内容は適切か。 5 緊急時の対応について □災害時・緊急時の体制は十分か。 6 利用促進の方法について □利用促進のための提案は適切か。 7 利用料金について □利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	
5 緊急時の対応について	
6 利用促進の方法について □利用促進のための提案は適切か。 7 利用料金について □利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、 提案は適切か。	
7 利用料金について □利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、 提案は適切か。	
利用料金について	
┃8┃管理運営費の削減方法について □経費削減のための具体的な提案が示され、提案は適切か。	
9 類似施設の運営実績について □類似施設を運営した実績があるか。	
10 市内での市民活動実績とその活用 (コミュニティ施設の場合)	
10 川内での川氏石動美順とでの石所 (コミューディ施設の場合) 0 について	
口設備別業務仕様妻に沿って、適切な管理内突となっているか	-
11 施設、設備の維持管理 □再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	
10 管理体制(職員の配置・研修計画等) 口職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。	
12 _{こういて}	
山職員に対する教育、研修体制は十分か。	
13 個人情報の保護について □個人情報保護に対する取り組みは適切か。	
14 その他関係法令等について □公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容と おっているか	
なっているか。	
15 団体の経営状況 □事業者の財務状況は健全か。 □参集者の財務状況は健全か。	
X●点を超えない場合失格 □給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	
サービス等の評価点数 満点●●点 最低基準点数●●点	●●. ●
審査項目 審査の視点と配点	合計
16 指定管理料及び収支計画書につい 固定式の配点:●●点満点 変動式の配点:●●点満点	
指定管理料及び収支計画書につい 17 指定管理料及び収支計画書につい 口指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はある	
「	
価格評価点数 満点●●点	● ●. ●
総評価点数 ●●点満点	

白井市西白井コミュニティプラザ指定管理者候補者選定審査票(案) 資料 2

<u>総評価点数: 点</u> (146 点満点)	= <u>サービス等の評価点数 点</u> (130 点満点) (最低評価基準点 5 点×14 項目=70 点)	+	価格評価点数 (16 点満点)	<u>点</u>

委員氏名:

※146 点満点=【サービス等(10 点満点×12 項目)+(5 点満点×2 項目)】+【価格(8 点満点×2 項目)】

1. サービス等の評価(130 点満点)

申請団体

選定基準 事業計画書による公の施設の管理が、市民(利用者)の平等な利用を確保 し、サービスの向上が図られるものであること

(1) 管理運営の基本方針について 【様式 5-1】

	利用者の平等利用、安全・快適な利用	月が図られているか。	点数
	公の施設としての設置目的を理解した	こ内容となっているか。	
審査の視点	市の基本的な管理方針に適合している	るか。	
と配点	上記の内容が十分でない場合	••• 0点	
	上記の内容が適切である場合	••• 5点	
	上記の内容が特に優れている場合	・・・ 10 点	
1			

(2) 市民サービスの向上方法について 【様式 5-2】

	市民サービス向上のための提案は適切	りか。	点数
審査の視点 と配点	上記の内容が十分でない場合	••• 0点	
	上記の内容が適切である場合	••• 5点	
CHOM	上記の内容が特に優れている場合	・・・ 10 点	

(3) 利用者ニーズの把握方法と対応について 【様式 5-3】

	利用者ニーズの把握方法とその対応は	は適切か。	0	点数
審査の視点	上記の内容が十分でない場合		0 点	
と配点	上記の内容が適切である場合		5 点	
ᆫᄪᇭ	上記の内容が特に優れている場合		10 点	

選定基準 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること

(4) 緊急時の対応について 【様式 5-4】

	災害時・緊急時の体制は十分か。		点数
審査の視点	上記の内容が十分でない場合	 0 点	
と配点	上記の内容が適切である場合	 5 点	
	上記の内容が特に優れている場合	 10 点	

(5) 利用促進の方法について 【様式 5-5】

	-	利用促進のための提案は適切か。		点数
審査の視点		上記の内容が十分でない場合	 0 点	
と配点		上記の内容が適切である場合	 5 点	
		上記の内容が特に優れている場合	 10 点	

(6) 利用料金について 【様式 5-6】

	•	利用料金の額の提案が、白井市コミュニティセンターの設置及び管理等に関する	点数	
虚木の知よ		条例(第17条第3項)で定める範囲内となっており、提案は適切か。		
審査の視点		上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0点		
と配点		上記の内容が適切である場合・・・・ 5点		
		上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点		

(7) 管理運営経費の削減方法について 【様式 5-7】

	経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	点数
審査の視点	上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0点	
と配点	上記の内容が適切である場合・・・・ 5点	
C 80 M	上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	

選定基準 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること

(8) 類似施設の運営実績について 【様式 5-8】

※5 点満点

	-	類似施設を運営した実績があるか。		点数
審査の視点		上記の内容が十分でない場合	 ・ 0点	
と配点		上記の内容が適切である場合	 · 3点	
		上記の内容が特に優れている場合	 5 点	

(9) 市内での市民活動実績とその活用について 【様式 5-9】

	■ 市内での市民活動の実績があるか。また、その活用の提案は適切か。	点数
審査の視点	上記の内容が十分でない場合・・・・ 0点	
と配点	上記の内容が適切である場合・・・・ 3点	
	上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 5点	

(10) 施設、設備の維持管理について 【様式 5-10】

	■ 設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。	点数
審査の視点	■ 再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	
番重の税点	上記の内容が十分でない場合・・・・ 0点	
乙能从	上記の内容が適切である場合・・・・ 5点	
	上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	

(11) 管理体制 (職員の配置・研修計画等) 【様式 5-11 様式 7-1~7-2】

数

選定基準 関係法令等を遵守するものであること

(12) 個人情報の保護 【様式 5-12】

	(- / III / 1	III IN TO PICHE ENGINEERS I - 2	
Ī		■ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。	点数
	審査の視点	上記の内容が十分でない場合・・・・ 0点	
	と配点	上記の内容が適切である場合・・・・ 5点	
		上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	

(13) その他関係法令等 【様式 5-13】

	■ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	点数
審査の視点	上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0点	
と配点	上記の内容が適切である場合・・・・ 5点	
	上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	

選定基準 団体の経営状況について

(14) 団体の経営状況

【様式 6-1、6-2、6-3、様式 12 様式 13、事業報告書、予算書、事業計画書】

審査の視点と配点	■ 事業者の財務状況は健全か。	点数
	■ 給与、勤務体制など職員の労働環境は適切か。 <u>※5 点未満の場合失格</u>	
	※全員の平均点が5点未満の場合失格	
	上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0点	
	上記の内容が適切である場合・・・・ 5点	
	上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	

2. 価格評価(16 点満点)

(15) 指定管理料金料及び収支計画書(提案額の審査) 【様式 6-1】

	市の見込額 3年間 48,912千円	固定式点数(A)
審査の視点 と配点	応募者の提案額千円 削減率 %	
	上限点数:8点 固定式の上限点数(A):5.3点 変動式の上限点数(B):2.7点	
		変動式点数(B)
	提案額に係る採点の計算式 点数=(A)+(B)	
	固定式点数(A) =上限点数× (市の見込み額-当該応募者の提案額)	
	市の見込み額-(市の見込み額×上限の減額率)	点数
	☆素トーザヒッサン(p) Lm ヒッチヒッ。 (市の見込み額−当該応募者の提案額)	7M 3X
	変動式点数(B) = 上限点数 × (

(16) 指定管理料及び収支計画書(妥当性等の審査) 【様式 6-1】

		事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。	点数
審査の視点 と配点	•	市の指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 4点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 8点	